

2022-2023 年度課題別研修「小規模内水面養殖」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、「JICA 中部」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた水産分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、内水面養殖に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。本業務の遂行にあたっては、一般社団法人マリノフォーラム21（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、水産分野、特に内水面養殖に関する総合的な事業活動を展開しており、当該分野への知見・経験を豊富に有するとともに、内水面養殖に関して深い知見や十分な設備を有する関係者とのネットワークを構築しています。加えて、これまでの当機構が実施する研修事業の受注実績があることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2023 年度課題別研修「小規模内水面養殖」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 6 月 27 日～2022 年 7 月 15 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 5 月 31 日～2022 年 8 月 31 日（予定）

※2023 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※2022年度は遠隔研修、2023年度は来日研修を想定しています。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」

(平成 20 年 10 月 1 日規程 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えてい

ること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2023年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- 3) 業務総括者は水産分野での技術指導経験を有すること(内水面養殖分野での指導経験があればなおよい)。

- 4) 来日研修コースの場合、中部（愛知、岐阜、三重、静岡）で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施することは差支えない。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年4月14日（木）午前10時から同年4月28日（木）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	JICA 中部 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年5月10日（火）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 中部 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求締切日	2022年5月16日（月）
	回答予定日	2022年5月19日（木）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022-2023 年度課題別研修「小規模内水面養殖」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2022 年度、2023 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名「小規模内水面養殖」

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】：2022 年 6 月 27 日（月）～2022 年 7 月 15 日（金）

（2023 年度の実施時期は今後調整する）

※留意事項

COVID-19 感染拡大対策により来日が制限されているため、2022 年度は遠隔（オンライン）形式による研修を行います。2023 年度は、来日を中心とした研修を実施する予定ですが、今後の状況を見て実施方法を決定します。

(3) 研修員（予定）

1) 定員 11 名（応募状況や選考結果により数名の増減可能性あり）

2) 研修割当対象国（予定人数）：9 ヶ国

カメルーン（1 名）、コートジボワール（1 名）、南スーダン（1 名）、ザンビア（1 名）、モザンビーク（1 名）、ウクライナ（1 名）、フィジー（3 名）、パプアニューギニア（1 名）、キューバ（1 名）

3) 研修対象組織・対象者

中央省庁・地方政府の内水面養殖を所管している部署もしくは研究機関に所属し、内水面養殖の振興、普及又は技術開発に従事する者

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

1) 目的

世界的に漁獲量の伸びが低迷する中、動物性タンパクの供給源として、簡便な技術と限られた費用で生産が可能な小規模内水面養殖への期待が高まっている。日本の水産養殖の研究開発は先進のレベルにあり、また JICA は、東南アジアやアフリカ地域で農民間普及による小規模内水面養殖普及プロジェクトを実施している。本研修は、養殖に関する知識及び現場実践の能力向上を

図るとともに、将来的に各国の政策立案に寄与する人材の育成を図るものである。

(6) 案件目標

各国に適応できる小規模内水面養殖技術に係る能力が向上する

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 小規模内水面養殖の理論と技術を修得する
- 2) 内水面養殖技術の先進的な動向について理解を深める
- 3) 内水面漁業の伝統的・文化的価値の確立と共有・発信のための日本の取り組みについて理解を深める

(8) 研修内容

1) 研修項目

ア. 講義 (オンデマンド教材等を活用)

魚種別養殖技術 (コイ、ティラピア、ナマズ等)、親魚管理 (育種)、種苗生産、餌料開発、魚病対策、水質管理 (施肥)、養殖施設設計建造、養殖技術の開発と普及 (栄養改善とジェンダー主流化)、漁民組織による漁場管理と漁獲物の高付加価値化、内水面漁業及び養殖に関する制度 (水産資源の管理)

イ. 実習 (オンデマンド教材等を活用)

種苗生産、バイオテクノロジー技術の活用、魚病診断、内水面養殖技術リサーチプランの作成 (作成指導、発表会、討論)

ウ. 見学 (オンデマンド教材等を活用)

世界農業遺産「清流長良川の鮎」、内水面養殖場施設、種苗生産施設、養殖研究施設、水産加工、流通、販売施設

2) 研修方法

2022 年度は遠隔研修、2023 年度来日研修を実施する予定です。なお、2022 年度遠隔研修については、1 グループを前提とします。

以下 (2) (3) の研修方法については来日研修に係る内容ですが、遠隔研修の場合は、JICA 遠隔研修ツール Virtual Academy Network (以下 JICA-VAN)、オンデマンド教材・ライブ配信等を活用することとします。

ア. 講義: テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。

イ. 演習・実験／実習: 講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学ん

だ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。

ウ. 開発途上国での実習に代わる講義・演習：

本研修の新規立ち上げ時期には、東南アジア漁業開発センタ（SEAFDEC）と協力の上、開発途上国全般で応用の利く魚種（コイ類、ナマズ類、ティラピア、エビ類）について養殖全般の実習（フィリピンでの在外補完研修）を組み込んでいた。コロナ禍の影響下において、2022 年度および 2023 年度の在外補完研修実施は難しいため、遠隔・来日研修ともに、当該実習に代わる講義・演習を実施する。

エ. 見学・研修旅行：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。研究機関だけでなく民間企業等への訪問も含め、研修員がより適応範囲の広い技術を習得することを狙いとして実施する。

※遠隔研修では、実地訪問を代替するオンライン見学や交流・意見交換会等を実施する。

オ. 討議・意見交換：研修員間の討議や意見交換により、各国の違いや自国の特徴・課題を理解し、研修員間の学び合いを促進する

カ. レポート作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして実施する。

キ. コンサルテーション：レポート作成にあたって、個別もしくはグループ毎にコンサルテーションを行い、課題設定や課題解決法についてアドバイスする。員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして実施する各レポートの作成・発表を行う。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年5月31日～2022年8月31日（予定）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員が、小規模内水面養殖の理論と技術を習得し、内水面養殖技術の先進的な動向について理解し、内水面漁業の伝統的・文化的価値の確立と共有・発信のための日本の取り組みについて理解を深めることを目指し、3週間の研修期間においてオンデマンド教材、オンライン講義、成果発表会等の業務を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 反省会への出席・研修内容、運営管理の改善案の提示
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成

25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上